

はじめに 張り紙の論理

私たちは

_____を失敗しやすい。

↓なので、

_____という張り紙を貼ろう。

立憲主義と憲法

前近代国家（権力の分散）から

近代国家（権力の一極集中）へ

国家権力の三大失敗

- ①戦争
- ②人権侵害
- ③独裁

↓

①軍隊と戦争をコントロールする

②人権を保障する

③権力は分立して、独裁は許さない

という張り紙を貼ろう。

この考え方を基に

1889年に大日本帝国憲法を作り、

1947年に日本国憲法へと作り替える。

日本国憲法の章立て

第一章 天皇

天皇は象徴であるに止まり、国民が主権者として責任を持つ。

第二章 戦争の放棄

軍と戦力を持たないことで、武力行使を原則として禁止する。

第三章 国民の権利及び義務

国民の人権を保障する。

第四章 国会

第五章 内閣

第六章 司法

第七章 財政

①立法（法を作る）・②行政（法を実現する）・③司法（法についての争いを裁く）の三権を分立する。

第八章 地方自治

地方の自治を認め、小さい決定の単位を作り、満足度を上げる。

第九章 改正

第十章 最高法規

憲法違反は、やってはいけない。

憲法は、多くの人が賛成しないと変えてはいけない。

教育無償化と憲法

【日本国憲法】

26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

98条2項 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

【「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」

(昭和37年法律第60号)の提案理由(抄)】

教育の目標は、わが国土と民族と文化に対する愛情をつちかい、高い人格と識見を身につけて、国際的にも信頼と敬愛をうけるような国民を育成することにあると思ひます。世の親に共通する願ひも、意識すると否とにかかわらず、このような教育を通じて、わが子が健全に成長し、祖国の繁栄と人類の福祉に貢献してくれるようになることにあると思ひます。この親の願ひにこたえる最も身近な問題の一つとしてとりあげるところに、義務教育諸学校の教科書を無償とする意義があると思ひます。

……このたび政府は、義務教育諸学校の教科書は無償とするの方針を確立し、これを宣明することによって、日本国憲法第26条に掲げる義務教育無償の理想に向かって具体的に一步を進めようとするものがあります。

【経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について(平成24年9月・外務省)】

日本国政府は、昭和41年12月16日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)の批准書を寄託した際に、同規約第13条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成24年9月11日に国際連合事務総長に通告しました。

この通告により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されることとなります。

(参考) 社会権規約13条2(b)及び(c)《抜粋》

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。

(注) 我が国は、社会権規約を批准した際、上記規定の適用に当たり、強調文字部分に拘束されない権利を留保。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html

自衛隊と憲法9条

1 国際法の原則

武力不行使原則 (国連憲章 2 条 4 項)

例外：集団安全保障 (憲章 42 条)

個別的自衛権 (同 51 条)、集団的自衛権 (51 条)

2 日本国憲法の武力行使統制

第一論点：9 条の禁止範囲は？

A 説：「国際紛争解決のための」武力行使、戦力保有の禁止。

→ 問題点：武力行使を行う場合の責任者・手続などが不明。

B 説：あらゆる武力行使の禁止 (政府見解・通説)。

↓

第二論点：9 条の例外を認める根拠はあるか？

B 1 説：例外規定は存在しない→個別的自衛権・自衛隊違憲説

B 2 説：憲法 13 条が根拠となる→個別的自衛権・自衛隊合憲説

国内防衛作用については、「行政」の範囲に含まれる。

↓ 他国防衛については、例外を許容した条文は？

存在しない。→集団的自衛権、国連軍参加は憲法違反。

* 日本政府は、憲法 9 条の文言は「一見すると実力の行使及び保持の一切を禁じているようにも見える」ものだとする (平成 15 年 7 月 15 日「内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問に対する答弁書」)。

3 9 条と自衛隊明記改憲

甲案：国際法上許されるすべての武力行使 (国防軍創設)

・支持者が少なく、可決は絶望。

乙案：個別的自衛権 + 集団的自衛権限定容認 (2015 年安保明記)

・安保法制を国民投票にかけることになる。

丙案：個別的自衛権まで (従来型専守防衛)

・可決で安保法制の違憲が明確になる。

↓

いずれも難題。そこで、

任務曖昧化作戦

① 任務を曖昧にして発議。

② 可決後に、集団的自衛権も含め、自衛隊の現状が認められたと

言い出す。

このようにならないことが大事。

【自民党憲法改正推進本部の執行部が有力と考える案 9 条の 2】

前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

【資料1：日本国憲法】

第九条

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第七十三条

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること

【資料2：自衛隊法（2015年安保法制改正後）】

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認めるときは、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

【資料3：安保法制・自衛隊法76条1項2号維新案】

条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つた事態

【資料4：政府の憲法9条解釈】

憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(2014年7月1日閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」より)

【資料5：安保法制・附帯決議・閣議決定】

1 存立危機事態の認定に係る新要件の該当性を判断するに当たっては、第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、「国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかかな状況」であることを鑑み、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険など我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することに十分留意しつつ、これを行うこと。

さらに存立危機事態の認定は、武力攻撃を受けた国の要請又は同意があることを前提とすること。また、重要影響事態において他国を支援する場合には、当該他国の要請を前提とすること。

2 存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の国会承認については、例外なく事前承認を求めること。現在の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態等にも該当することがほとんどで、存立危機事態と武力攻撃事態等が重ならない場合は、極めて例外である。

(2015年9月19日)